

全国装蹄競技大会審査規程

第1条 審査は、造鉄競技、装蹄競技および装蹄判断競技の3競技3種目について行う。

第2条 造鉄競技は、100点を満点とする。

2 次の基準に基づき、担当審査委員3名が合議によって選抜した上位20名の製品について個別に採点し、それらの平均点を個々の選手の得点とする。

蹄鉄の形状	10点×2個	(基本的形状、横径、縦径のバランス等)
鉄尾端の処理	5点×2個	(形状等)
溝	10点×2個	(溝の内外偏、起始と終止、深さ等)
蹄鉄の平坦性	5点×2個	(特に内縁部と外縁部の厚さ等)
釘孔	5点×2個	(内外偏、釘眼と釘孔の大きさ、形状、傾斜等)
内外鉄枝処理	10点×2個	(下狭処理、蹄鉄上外縁面取り、踏みかけ防止処理の幅、後肢鉄頭部追突予防、それらの起始点、傾斜等)
鉄唇	5点×2個	(位置、傾斜、厚み、形状等)

第3条 装蹄競技種目は、蹄鉄、削蹄および仕上げを各100点とする合計300点を満点として採点する。

2 蹄鉄審査、削蹄審査および仕上げ審査は、各審査について各々1名の審査委員が次の基準により採点し、それらの合計点から第7条の減点を差し引いて得点とする。

(1) 蹄鉄審査：100点

鍛練	10点×2個	20点
蹄鉄の形状	10点×2個	20点
溝	10点×2個	20点
釘孔	10点×2個	20点
蹄鉄の平坦性	5点×2個	10点
斜面	5点×2個	10点

(2) 削蹄審査：100点

削切量	10点×2蹄	20点
蹄の内外バランス	10点×2蹄	20点
蹄負面の処理	10点×2蹄	20点
蹄の角度	5点×2蹄	10点
蹄の形状修正	5点×2蹄	10点
蹄底処理	5点×2蹄	10点
蹄叉・蹄支処理	5点×2蹄	10点

(3) 仕上げ審査：100点

剩縁・剩尾	10点×2蹄	20点
蹄鉄の密着性	10点×2蹄	20点
釘頭・釘節の処理	5点×2蹄	10点
鉄頭部適合状態	5点×2蹄	10点
鉄唇の位置と焼込み	5点×2蹄	10点
鉄尾端処理	5点×2蹄	10点
銀線(鍍)処理	5点×2蹄	10点

上弯の方向	5点	5点
上弯細部処理	5点	5点

第4条 装蹄判断競技種目は、100点を満点として採点し、その合計点から第7条の減点を差し引いて得点とする。

第5条 総合成績の序列は、装蹄競技種目に出場した選手を対象に、それらの選手の装蹄判断競技種目の成績を比べ、その上位12位までの選手の中から、造鉄競技種目と装蹄競技種目の合計点で決定する。ただし、同点の場合は、次の各号の順にその得点が高い者を上位とし、これによって決定しない場合は、審査委員の協議による。

- (1) 装蹄判断競技種目
- (2) 装蹄競技種目
- (3) 装蹄競技種目の削蹄
- (4) 装蹄競技種目の適合仕上げ

第6条 種目別成績の序列は、同点の場合、同列とする。

第7条 次の基準により、減点または失格を判定する。

- (1) 造鉄競技種目
 - ア 担当の競技委員が競技の開始を合図する前に競技行為を行ったときは、失格とする。
 - イ 規定時間を超過したときは、失格とする。
- (2) 装蹄競技種目
 - ア 担当の競技委員が造鉄および装蹄の作業開始を合図する前に競技行為を行ったときは、その時点で装蹄競技種目を失格とする。
 - イ 造鉄材料の再交付を受けたときは、1本につき10点を、規定本数以上の蹄釘の再交付を受けたときは、1本につき5点を減点する。
 - ウ 造鉄および装蹄の各規定時間を超過したときは、各々1分（1分未満は切り上げとする。以下同じ。）を増すごとに5点、5分を超えて1分を増すごとに10点を減点する。
 - エ 蹄鉄審査において、蹄鉄が実用に適さないと判断されたときは、その時点で装蹄競技種目を失格とする。
 - オ 装蹄作業中に蹄鉄を破損し、作業の続行が不可能となったときは、その時点で装蹄競技種目を失格とする。
 - カ 釘傷、火傷または過削等の失宜により装蹄用馬を損傷したときは、その程度に応じて50点以内の減点を行い、または装蹄競技種目を失格とする。
- (3) 装蹄判断競技種目
 - ア 判断用馬に対する装蹄判断として不適正な記述のあるときおよび誤字、誤句のあるときは、状況に応じて1件につき1点以内を減点する。
 - イ 他の選手の答案を盗用したときは、装蹄判断競技種目を失格とする。
- (4) すべての競技種目において、前3号に定めるほか、この規程に定める禁止行為を行い、または義務規定に違反し、もしくは観覧者の幫助を受けた選手は、その程度に応じてその競技種目について50点以内の減点を行い、またはその競技を失格とする。

第8条 この規程に定めるもののほか、全国装蹄競技大会の審査に関し必要があるときは

審査委員会において協議のうえ、その都度対応を決定する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 抄

(中略)

附 則

この改正は、平成20年6月9日から施行する。